審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目		内容
1	処分名		興行場営業許可
2	法令名		興行場法
3	法令番号		昭和23年法律第137号
4	根拠条項		第2条第1項
⑤	処分権者		京都府知事(委任先:保健所長)
6	法令の定め		第二条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
7	審査基準		興行場法第2条、第3条 興行場の設置場所の基準等に関する条例第2条、第3条、第4条、第 5条 興行場の設置場所の基準等に関する条例施行規則第1条、第8条、 第9条、第10条
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間) 20日
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	20日
12	問合せ		生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
13	備考		